

提出書類一覧表

臨床研修指定施設の提出書類一覧

別添1

		様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6	様式7	備考	提出期日	
		研修プログラム (新規申請)	臨床研修施設申請書	研修協力施設概況表	臨床研修施設等変更届 出書	研修プログラム追加・ 変更届出書	臨床研修施設指定取消 申請書	研修プログラム廃止届 出書	年次報告書		
年次報告	単独型	●						●	地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	毎年 4月30日	
	臨床研修施設群	管理型	●					●	管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
		協力型(Ⅰ)						●			
		協力型(Ⅱ)						●			
臨床研修施設に関する こと	臨床研修施設の指定	単独型	● ●注1)						地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
		臨床研修施設群	管理型	● ●注1)					管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
			協力型(Ⅰ)	● ●注1)							
			協力型(Ⅱ)	● ●注1)							
	臨床研修施設の変更	単独型			●注2)				地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	その日から起算 して一月以内	
		臨床研修施設群	管理型		●注2)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
			協力型(Ⅰ)		●注2)						
			協力型(Ⅱ)		●注2)						
	臨床研修施設の指定の 取消し	単独型					●		地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
		臨床研修施設群	管理型				●		管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
			協力型(Ⅰ)					●			
			協力型(Ⅱ)					●			
研修協力施設に関する こと	新たに臨床研修施設と共同して臨床研修を行う場合			●					前年度の 4月30日		
	研修協力施設の変更				●注2)			単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	その日から起算 して一月以内		
研修プログラムに関する こと	研修プログラム追加 注3)	単独型	●			●			地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
		臨床研修施設群	管理型	●			●		管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
			協力型(Ⅰ)	●注4)			●注4)				
			協力型(Ⅱ)	●注4)			●注4)				
	研修プログラム 変更	臨床研修施設群の構成 の変更を伴わない	単独型	◎			●			地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日
			臨床研修施設群	管理型	◎			●		管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
				協力型(Ⅰ)							
				協力型(Ⅱ)							
		臨床研修施設を 追加注4)	管理型	◎				●		管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
			協力型(Ⅰ)	●注4)				●注4)			
			協力型(Ⅱ)	●注4)				●注4)			
			管理型	◎				●			
	臨床研修施設を 削除注5)	管理型	◎					●注5)		地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		協力型(Ⅰ)						●注5)			
		協力型(Ⅱ)						●注5)			
		管理型	●					●注5)			
研修プログラム廃止 注5)	単独型	●				●注5)	●	地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日		
	臨床研修施設群	管理型	●			●注5)	●	管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。			
		協力型(Ⅰ)				●注5)					
		協力型(Ⅱ)				●注5)					

※様式は「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に規定するものを用いること。それぞれの様式のうち、施設の区分に応じて様式が規定されているものは、該当する施設の区分の様式に記入し提出すること。

- ： 提出が必要な書類
- ◎： 研修プログラムを変更する場合は、変更前後の研修プログラム及び変更箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前後の研修プログラムでも可)が必要
- 注1) 既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、新たに他の区分の臨床研修施設として研修プログラムを新設する場合、当該区分の臨床研修施設の指定申請を行わなければならない。
- 注2) 診療科名、病床の種別ごとの病床数、研修管理委員会の構成員、指導歯科医の氏名、研修歯科医の処遇に関する事項、研修協力施設に関し定められた事項に係る変更については、指定の基準に適合しなくなった場合を除き年次報告の際に併せて届け出ることができる。
- 注3) 臨床研修施設が既に指定を受けている区分の中で、新たに他の研修プログラムを追加する場合をいう。
- 注4) 当該病院又は診療所が新たに他の区分の臨床研修施設になろうとする場合は施行通知の様式1、既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所である場合には施行通知の様式4を提出する。
- 注5) 当該病院又は診療所がそれぞれの区分の臨床研修施設としての指定取消を伴う場合、臨床研修施設の指定取消の手続きが必要である。

D-REISで届出を行うことが可能

提出書類一覧表

大学病院のみ又は大学病院と臨床研修指定施設が共同で臨床研修を行う場合の提出書類一覧

別添2

		研修プログラム	特例通知				施行通知							備考	提出期日
			様式1	様式2	様式3	様式4	様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6	様式7		
			大学病院概況表	大学病院等変更届出書	大学病院研修プログラム廃止届出書	大学病院年次報告書	臨床研修施設申請書(新規申請)	研修協力施設概況表	臨床研修施設等変更届出書	研修プログラム追加・変更届出書	臨床研修施設指定取消申請書	研修プログラム廃止届出書	年次報告書		
年次報告・年次の情報提供	単独型相当大学病院	●			●									地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	毎年 4月30日
	管理型 臨床研修施設	●										●		管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
	協力型(I) 相当大学病院				●										
	臨床研修施設											●			
	協力型(II) 相当大学病院				●										
	臨床研修施設											●			
	管理型 相当大学病院	●			●										
協力型(I) 相当大学病院				●											
臨床研修施設											●				
大学病院のみで単独で又は共同で臨床研修を行う場合の情報提供	臨床研修開始の情報提供	単独型相当大学病院	●	●										地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日
		管理型 相当大学病院	●	●										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		協力型(I) 相当大学病院		●											
		協力型(II) 相当大学病院		●											
大学病院の変更の情報提供	大学病院の変更の情報提供	単独型相当大学病院			●注2)									地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	その日から起算して一月以内
		管理型 相当大学病院			●注2)									管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		協力型(I) 相当大学病院			●注2)										
		協力型(II) 相当大学病院			●注2)										
大学病院と共同して臨床研修を行う場合の臨床研修施設に関すること	大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定	管理型 臨床研修施設	●				●注1)							管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日
		協力型(I) 相当大学病院		●											
		協力型(II) 相当大学病院		●											
	管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設の指定注6)	管理型 相当大学病院	●	●											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。
		協力型(I) 臨床研修施設					●注1)								
		協力型(II) 臨床研修施設					●注1)								
		管理型 臨床研修施設							●注2)						
	大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の変更	協力型(I) 相当大学病院				●注2)								管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	その日から起算して一月以内
		協力型(II) 相当大学病院				●注2)									
		管理型 相当大学病院				●注2)									
		協力型(I) 臨床研修施設							●注2)						
	管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型(II)臨床研修施設の変更注7)	協力型(II) 臨床研修施設							●注2)					管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		管理型 臨床研修施設								●					
		協力型(I) 相当大学病院													
協力型(II) 相当大学病院															
大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定の取消し	管理型 相当大学病院											●	管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
	協力型(I) 臨床研修施設											●			
	協力型(II) 臨床研修施設											●			
	管理型 相当大学病院											●			
研修協力施設に関すること	新たに臨床研修施設と共同して臨床研修を行う場合							●					単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日	
	研修協力施設の変更				●注2)									その日から起算して一月以内	
	年次報告											●		毎年 4月30日	

			特例通知				施行通知							備考	別添2 提出期日	
			様式1	様式2	様式3	様式4	様式1	様式2	様式3	様式4	様式5	様式6	様式7			
			研修プログラム 大学病院概況表	大学病院等変更届出書	大学病院研修プログラム 廃止届出書	大学病院 年次報告書	臨床研修施設申請書(新規申請)	研修協力施設概況表	臨床研修施設等変更届出書	研修プログラム追加・変更届出書	臨床研修施設指定取消申請書	研修プログラム廃止届出書	年次報告書			
研修プログラムに関する こと	研修プログラム追加 届出 注3)	単独型相当大学病院	●	●											地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日
		管理型 臨床研修施設	●				●注4)			●注4)					管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		協力型(I) 相当大学病院		●												
		臨床研修施設					●注4)			●注4)						
		協力型(II) 相当大学病院		●											管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		臨床研修施設					●注4)			●注4)						
		管理型 相当大学病院	●	●											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		協力型(I) 相当大学病院		●												
		臨床研修施設					●注4)			●注4)					管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
		協力型(II) 相当大学病院		●						●注4)						
		臨床研修施設					●注4)			●注4)						
		臨床研修施設群の 構成の変更を伴わ ない	単独型相当大学病院	◎	●											
	管理型 臨床研修施設		◎							●					管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
	協力型(I) 相当大学病院			●						●						
	臨床研修施設									●						
	協力型(II) 相当大学病院			●											管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
	臨床研修施設									●						
	管理型 相当大学病院		◎	●											管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
	協力型(I) 相当大学病院			●												
	臨床研修施設														管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
	協力型(II) 相当大学病院			●						●注4)						
	臨床研修施設									●注4)					管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	
	管理型 相当大学病院		◎	●												
	協力型(I) 相当大学病院		●							●注4)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
	臨床研修施設								●注4)							
	協力型(II) 相当大学病院		●							●注4)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
	臨床研修施設								●注4)							
	研修プログラム廃止 注5)	単独型相当大学病院	●		●										地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。	前年度の 4月30日
管理型 臨床研修施設		●		●						●注5)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
協力型(I) 相当大学病院										●注5)						
臨床研修施設										●注5)						
協力型(II) 相当大学病院										●注5)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
臨床研修施設										●注5)						
管理型 相当大学病院		●		●										管理型相当大学病院がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
協力型(I) 相当大学病院										●注5)						
臨床研修施設										●注5)				管理型臨床研修施設がとりまとめ一括して、地方厚生局健康福祉部医事課へ送付する。		
協力型(II) 相当大学病院										●注5)						
臨床研修施設										●注5)						

※様式は「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」及び「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」に規定するものを用いること。それぞれの様式のうち、施設の区分に応じて様式が規定されているものは、該当する区分の様式に記入し提出すること。

●： 提出が必要な書類

◎： 研修プログラムを変更する場合は、変更前後の研修プログラム及び変更箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前後の研修プログラムでも可)が必要

注1) 既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、新たに他の区分の臨床研修施設として研修プログラムを新設する場合、当該区分の臨床研修施設の指定申請を行わなければならない。

注2) 診療科名、病床の種別ごとの病床数、研修管理委員会の構成員、指導歯科医の氏名、研修歯科医の処遇に関する事項、研修協力施設に関し定められた事項に係る変更については、指定基準に適合しなくなった場合を除き年次報告の際に併せて届け出ることができる。

注3) 臨床研修施設が既に指定を受けている区分の中で、新たに他の研修プログラムを追加する場合をいう。

注4) 当該病院又は診療所が新たに他の区分の臨床研修施設になろうとする場合は施行通知の様式1、既に臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所である場合には施行通知の様式4を提出する。

注5) 当該病院又は診療所がそれぞれの区分の臨床研修施設としての指定取消を伴う場合、臨床研修施設の指定取消の手続きが必要である。

注6) 管理型相当大学病院と臨床研修施設が共同して臨床研修を行う場合で、臨床研修施設群に協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院が含まれる場合には、当該協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院の大学病院概況表を提出する。

注7) 管理型相当大学病院と臨床研修施設が共同して臨床研修を行う場合で、臨床研修施設群に協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院が含まれる場合には、当該協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院の大学病院等変更届出書を提出する。

D-REISで届出を行うことが可能